

令和3年度 三条市障がい者基幹相談支援センター事業実施計画

1 運営方針

障がい福祉に関する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、途切れない相談支援体制を構築し、地域の相談機能の強化を図る。

2 職員体制 2人（〇〇〇 1人、〇〇〇 1人）

3 事業内容

(1) 総合的・専門的な相談支援

① 障がい種別を問わず、各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援

令和3～5年度 目標	令和3年度 具体策	頻度
相談員が困難ケースを1人で抱え込まず、多面的に支援の組立てができるように、重層的な支援体制を構築する。	指定相談支援事業所や委託相談支援事業所が抱える困難ケースの主たる支援者との同行訪問等による伴走型支援	随時

(2) 地域の相談支援体制の強化

① 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言

令和3～5年度 目標	令和3年度 具体策	頻度
基幹のアドバイスにより、相談支援専門員の課題が整理され、ケースワークがスムーズに行える。	指定相談支援事業所や委託相談支援事業所からの相談に対する指導・助言、課題の整理	随時

② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

令和3～5年度 目標	令和3年度 具体策	頻度
ア 障がい種別や相談内容によらず対応できるスキルを身に付け、全体の底上げをする。	ア (ア) 精神障がい者支援のスキルアップに向けた研修等の企画・運営 (イ) 事例検討会の企画・運営（自立支援協議会との連動） ※令和4年度は精神障がい者支援の事業所間 OJT を実施	ア (ア) 年1回 (イ) 年2回
イ 相談支援事業所内の人材育成の取組を活性化する。	イ 事業所内の事例検討会等への企画支援	イ 年1回/各事業所

③ 地域の相談機関や関係機関との連携強化の取組

令和3～5年度 目標	令和3年度 具体策	頻度
ア 支援が必要な人の早期把握や見守りのための地域の連携体制構築を目的に、関係機関（特に民生委員、自治会）に相談支援事業所の役割を理解してもらい相談につなげる。	ア 民生委員、自治会、医療機関等に対する相談支援事業所の役割の説明及び相談窓口の周知	ア 随時
イ 個別ケースに必要な分野の支援関係者が参画する多職種によるチーム支援を行うことができる。	イ 地域ケア会議への参加や、地域自立支援協議会における事例検討会を通じた、多職種の支援関係者とのネットワーク構築（基幹が必要な職種をコーディネーター）	イ 年4回

(3) 地域移行・地域定着の促進

① 入所施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発活動

令和3～5年度 目標	令和3年度 具体策	頻度
近隣精神科病院の入院患者の状況を把握し、入退院支援をよりスムーズに行えるように、現状を共有し協力体制を構築する。	大島病院及び近隣精神科病院の実態把握と課題の整理	年2回

② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

令和3～5年度 目標	令和3年度 具体策	頻度
ア 具体的な支援方法を整理し、相談支援事業所が対応できるようにする。	ア 相談支援事業所、精神科病院及びグループホームとともに、成功事例を共有し支援方法を整理する。	ア 年2回
イ グループホームがある地域において、精神障がい者の理解を促進し、地域住民等との交流を促す。	イ 精神障がい者への理解を促進するため、グループホームがある地域の自治会等への啓発を実施	イ 随時

(4) 権利擁護・虐待防止の取組

① 成年後見制度利用支援の間接的な支援

令和3～5年度 目標	令和3年度 具体策	頻度
全ての相談支援専門員が成年後見制度の申立の仕組みを理解し、適切な時期に制度につなげることができる。	ア 中核機関が実施する、成年後見制度の研修や事例検討会への協力 イ 成年後見制度利用支援に関する事業所間OJTの企画、運営 ウ 相談支援事業所への成年後見制度に関する情報提供や、個別ケースへの指導・助言及び中核機関へのつなぎ	ア 年2回 イ 随時 ウ 随時

② 虐待ケースへの直接的な相談支援

令和3～5年度 目標	令和3年度 具体策	頻度
福祉課と連携し、スムーズに虐待対応が行える。	通報のあった障がい者虐待ケースへの受理会議への参加、個別ケース会議の開催及び相談支援、福祉課へのケースの進捗報告	随時

(5) その他

- ① 地域包括ケア推進会議及び部会（地域自立支援協議会）に関連する取組への参画
- ② 新潟県相談支援専門員研修受講
- ③ 県央圏域相談支援部会及び地域移行支援部会への参加
- ④ 県や関係団体が主催する研修会及び連携に向けた取組等への参加